

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 42(オ)528	原審裁判所名	名古屋高等裁判所
事件名	建物収去、土地明渡請求、同附帯控訴	原審事件番号	
裁判年月日	昭和 42 年 9 月 19 日	原審裁判年月日	昭和 42 年 12 月 23 日
法廷名	最高裁判所第三小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	集民 第 88 号 451 頁		

判示事項	地上権の譲受人が地上建物について所有権移転登記を経由した場合の土地所有者に対する右地上権の対抗関係
裁判要旨	地上権を譲り受けた者は、地上権について登記を有しなくても、その地上の建物について所有権移転登記を経由した以上、建物保護ニ関スル法律第一条第一項により、右地上権の承継を地上権設定者たる土地所有者に対抗することができる。

全 文	
主 文	本件上告を棄却する。 上告費用は上告人らの負担とする。
理 由	上告代理人田中一男の上告理由第一、ないし第五、について。 原審の確定した事実関係のもとにおいては、被上告人B信商株式会社が、本件係争建物の所有権移転登記を経由している以上、その敷地の地上権につき、何らの登記がなくても、右地上権の取得をもつて、土地所有者たる上告人に対抗しうるものとした原審の判断は正当である。所論引用の判例は、すべて本件に適切でない。したがって、原判決に所論の違法はなく、所論は、右と異なる見解にたつて原判決を攻撃するものであつて、採用できない。 よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 田中二郎 裁判官 柏原語六 裁判官 下村三郎 裁判官 松本正雄)

※参考：判例時報 497 号 37 頁、金融商事判例 84 号 2 頁